



「ハンドル形電動車いす」による 鉄道利用の取り扱いについて

平成24年1月23日
鉄道局鉄道業務政策課

- ◆「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が一般社団法人日本福祉用具評価センターとなりましたのでお知らせします。
- ◆ステッカー交付の受付は、平成24年1月24日（火）から開始します。
- ◆運用の詳細については、日本福祉用具評価センターのHP（<http://www.jaspec.jp/>）をご覧ください。

【連絡先】

国土交通省鉄道局鉄道業務政策課

担当：宇佐美・黒鳥（内 40612）

03-5253-8542（直通）